

令和 7 年 9 月 3 日

※本提出要領は予告なく修正されることがありますので、
必ず HP に掲載されている最新版をご確認ください。

「経済産業省告示第 126 号に規定する経済産業大臣が指定する半導体の生産を安定的に行うために必要な取組を最も適切に実施することができる」と認められる者を選定するための公募の実施に関する指針」における実施計画の提出要領

1. 提出手続

(1) 実施計画の作成

様式類は以下の URL からダウンロードできます。

経済産業省 HP:https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/laws/josokuho.html

※実施計画の作成にあたっては、必ず「3. 計画の記載要領」をご覧ください。

(2) 実施計画の提出及び手続

実施計画を提出する場合は、以下の手続きに従って提出してください。

- ① 様式第一に必要事項を記入いただき、必要な添付書類とともに、経済産業省に提出書類を電子メールまたは郵送にて送付してください。
- ② 実施計画を提出した事業者から順に実施計画の審査を行います。
- ③ 実施計画の審査中に実施計画及び添付書類のほか必要書類の提出を求める場合がございます。また、提出した書類内の数字等の記載に訂正がある場合は、公募期間中であれば再提出することができます。

2. 担当窓口

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務情報政策局総務課・情報産業課

TEL: 03-3501-1511 (内線: 3981)

メールアドレス: bz1-josokuho-koubo@meti.go.jp

3. 実施計画の記載要領

様式上の項目	記載要領
1. 名称等	・申請者住所は登記簿謄本の本店所在地を記載すること。 ・代表者の氏名には役職名も記載すること。 ・法人番号は商業登記簿謄本に記載の会社法人等番号ではなく、13桁の法人番号を記載すること。 ・日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号は、日本標準産業分類を確認のうえ、該当する中分類の名称と番号（2桁）を記載すること。（二以上に該当する場合は、主たる分類から順に記載すること。）
2. 公募対象半導体の生産の目標及び実施体制 （1）公募対象半導体の生産の目標 （イ）公募対象半導体に関する内容	・令和7年経済産業省告示第126号に規定する情報処理の促進に関する法律第六十一条第一項の規定に基づく経済産業大臣が指定する半導体として、「演算を行う半導体であって、面積が0.0187平方マイクロメートル以下の電子回路（6個のGA A構造のトランジスタで構成されるものに限る。）をその内部に含むもの」を生産する予定である場合には、レ印をつけること。 ・なお、以下の内容について留意すること。 ✓演算を行う半導体とは、チップそのものに限らず、チップと同一パッケージ内に集積するチップレット製品を含む ✓チップやパッケージの中に、演算機能だけでなく、メモリ等の演算以外の機能も集積したチップも含む。 ✓電子回路の面積は、IRDS™2022 UPDATE MORE MOOREに記載の2nmノードのSRAMビットセル面積に準拠。
（2）公募対象半導体の生産の実施体制 （イ）経営体制及び企業統治体制に関する事項	・経営体制及び企業統治体制が適切であると認められること。 ・資本関係についても記載すること。
（ロ）モニタリングの仕組み等に関する事項	・出資者等が、事業の適切な実施等をモニタリングすることが可能となる仕組み等の構築について記載すること。
（ハ）技術管理体制に関する事項 （ニ）コア技術等に関する事項	公募対象半導体の生産に係る技術上の情報を適切に管理するための体制が整備されていることを記載すること。 ・加えて、「コア技術」の流出を防止するため、①～④についても記載すること。 ① コア技術等の適切な管理体制や規程の整備 ② コア技術等を扱う者への対応（守秘義務誓約、適切な待遇） ③ 取引先企業との秘密保持契約締結等 ④ コア技術等の技術移転により、懸念国での製造拡大を行う際の経産省への事前相談

3. 公募対象半導体の生産を行うに足る技術的な基礎 (1) 前工程について (2) 後工程について 4. 特定取組の内容及び実施期間 (1) 特定取組の内容 (イ) 技術開発に係る計画・体制に関する事項	・競合他社と比較して競争的な計画となっているかどうか記載すること。 ・複数のプロセスノード等の技術開発それぞれについて、研究開発から顧客向け試作、量産までのロードマップも記載すること。 ・研究開発に係る人材確保・育成や他の企業・機関とのアライアンス、知的財産の保護や活用に関する取組についても記載すること。
(ロ) 公募対象半導体の生産に係る事業戦略に関する事項	・事業戦略について、以下の観点等も記載すること。 ✓ターゲットとする市場の成長性や需給見通し等のマクロ的な観点からの市場獲得の可能性 ✓競合他社との差別化を含めた顧客獲得戦略 ✓他の企業・機関とのアライアンス、知的財産の保護や活用、ライセンス契約等の知的財産戦略 ✓顧客とのコミュニケーション状況等も踏まえた顧客獲得の見込み
(ハ) 生産設備の整備に係る計画に関する事項	・「(ロ) 公募対象半導体の生産に係る事業戦略に関する事項」に照らして、設備投資に係る計画が適切であると認められること。
(ニ) 生産設備及び原材料等の安定的な調達に係る取組に関する事項	・関連事業者とのコミュニケーション状況、輸送経路・体制等も記載すること。 ・工業用水等の確保に係る取組についても記載すること。 ・平時だけでなく災害発生時等の有事の際の安定的な調達に係る取組も記載すること。
(ホ) 技術者等の人材確保・育成に係る取組に関する事項	・半導体人材育成に取り組む産学連携組織への加入・参加状況、関係する教育機関、研究機関又は技術研究組合等との連携状況等も記載すること。
(ヘ) その他特定取組の内容に関する事項	・国際情勢や市況の変化等を踏まえ、必要に応じて実施計画を見直す旨を記載すること。
(3) 公募対象半導体に係る特定取組を実施するために必要な国・地方公共団体その他の関係者との連携並びにその特定取組の実施による我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化への寄与に関する事項 (イ) 公募対象半導体に係る特定取組を実施するために必要な国・地方公共団体その他	・立地地域の住民による環境影響懸念（PFASによる健康被害等）への対応についても記載すること。

の関係者との連携に関する事項	
(ロ) 公募対象半導体に係る特定取組の実施による我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化への寄与に関する事項	・例として、我が国半導体関連企業や半導体ユーザー企業との連携等を通じた我が国産業や地域経済の発展への貢献、想定される投資誘発効果や雇用創出効果、経済波及効果等を示すこと。 ・サプライチェーンの検討・構築に当たっては、国内事業者（特に中小企業者）の参画状況を記載すること。
5. 特定取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法	・金融支援措置がない限り、必要かつ十分に特定取組を行うことが困難であることを記載すること。 ・必要な資金に対して十分な資金調達が計画されており、民間投資家又は民間金融機関等からの資金調達が最大限図られていることを記載すること。 ・「その他自己資金等」の項目には、営業キャッシュフローを記載すること。
6. 希望する支援措置	・IPAによる金融支援制度について、不明点がある場合には、IPA担当窓口を確認の上、記載すること。
7. 財務計画に関する事項	・複数の技術開発投資や設備投資が実施される場合には、それぞれの財務計画が適切であるか確認する。 ・事業者が自ら行ったデューデリジェンス結果等がある場合には、その内容も記載もしくは資料を添付すること。
8. 株式の内容に関する事項	・具体的な政府の公的資金の回収の見込みについても記載すること。
9. 中長期的な技術開発・事業戦略・財務・ガバナンスの一体性に関する事項	・技術開発、製品ローンチに関する中期的なロードマップや、それらを裏打ちする顧客開拓に関する中長期的な考え方等を含む中期計画が適切であると認められること。
10. 特定取組に関する信頼性の確保等に関する事項 (1) 過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準の順守に関する事項	・提出事業者とそのサプライヤーが、過去3年間の実績を含めて、以下に例示するような国際的な基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む）に反する行動をとっていないこと ✓ 国連決議 ✓ 国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約 等
(2) 外国の法的環境等により特定取組の適切性への影響に関する事項	・申請事業者とそのサプライヤーが、その本社等の立地する場所の法的環境等により特定取組の適切性が影響を受けない理由を示すこと。
(3) 事業継続計画の策定等のリスク管理に関する事項	・事業継続ガイドライン等に基づいてBCPを策定し、その概要を示すこと
(4) 国内関係法令の遵守に関する事項	・国内関係法令の遵守状況に加えて、経済産業省告示第127号に規定する公募の実施に関する指針第三「公募の参加者の資格に関する基準」に該当する旨を記載すること。

(5) サイバーセキュリティの確保に係る対策に関する事項	・ サイバーセキュリティに関するリスクを経営リスクの一つとして位置付け、実施計画に関わる平常時及び非常時の責任体制及び関係者の役割分担を明確にしていること。 ・ 実施計画を円滑かつ確実にを行うために必要な事項を定めた運用規程等において、サイバーセキュリティに関する事項を定めていること。 ・ サイバーセキュリティの確保に関する運用を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として、情報処理安全確保支援士又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を配置していること。 ・ P D C Aサイクルの循環により、継続的なサイバーセキュリティの水準の向上につながる仕組みを構築し、その有効化を図るため、次のいずれかを実施していること。 ✓ サイバーセキュリティの確保のための管理体制について、第三者認証（ISO 27001）を取得し、維持していること。 ✓ 定期的に、サイバーセキュリティに関する外部監査等（当該監査を受けられないやむを得ない事情がある場合は、外部監査に準じた措置として組織内において講じるものを含む。）を実施するとともに、当該外部監査等の結果に基づき、サイバーセキュリティ対策の改善を行っていること。 ・ 実施計画について、サイバー攻撃に対するリスク分析を実施し、リスクを認識した上で、当該リスクに応じた技術的及び組織的な脆弱性対策を実施すること。
-------------------------------------	---

4. その他の留意事項

- ・ 複数の事業者から計画の提出があり、それぞれの計画が審査基準を満たした場合は、審査基準項目の一部について相対的な優劣をつけることとします。
- ・ 選定事業者の選定時には、施行規則様式第十九により、選定結果を通知・公表します。その際に選定事業者に対し必要に応じて審査及び評価の過程で指摘された事項等を通知します。選定事業者は、この指摘事項等を踏まえ、選定に係る実施計画の変更を申請してください。